評価・将来構想委員会教学マネジメント部会に関する内規

（趣旨）

第１条　この内規は、新見公立大学常任委員会規程第３条第３項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」（以下「三つの方針」という。）に基づき、学修者本位の教育を実現するための教育改善に取り組み、かつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営を実現するため、評価・将来構想委員会に教学マネジメント部会（以下「部会」という。）を置く。

（方針）

第３条　部会は、新見公立大学教学マネジメント基本方針に基づく下記の事項について、学修者本位の教育を実現するための教学マネジメントを実施することを基本的な方針とする。

(1)「三つの方針」を通じた学修目標の具体化
(2) 授業科目・教育課程の編成・実施
(3) 学修成果・教育成果の把握・可視化
(4) FD・SD の高度化
(5) 教学 IR 体制の確立
(6) 情報公開

（部会の組織）

第４条　部会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 評価・将来構想委員会の構成員の中から学長が指名する者　若干名
(2) 本学教職員の中から学長が指名する者　若干名

（任期）

第５条　前条第１号の委員の任期は評価・将来構想委員会委員の任期とし、同条第２号の委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長・副委員長）

第６条　部会に、委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、学長が委員の中から指名する。

３　委員長は、部会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は委員長に補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

（会議）

第７条　部会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

２　部会の会議は、委員の３分の２以上が出席しなければこれを開くことができない。

３　委員長は、必要に応じて関係職員に対し会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

４　委員は、病気その他やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、委員長に届け出なければならない。

（事務）

第８条　部会の事務は、総務課において処理する。

附　則

１　この内規は、令和３年５月 17 日から施行する。

２　この内規が施行されたときの第４条第２号に規定する委員の任期は、第５条の規定に関わらず、令和５年３月 31 日までとする。